

沖縄県民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例

沖縄県民生委員の定数を定める条例（平成26年沖縄県条例第67号）の一部を次のように改正する。

本則の表宜野湾市の項中「139人」を「141人」に改め、同表浦添市の項中「123人」を「133人」に改め、同表豊見城市の項中「87人」を「89人」に改め、同表うるま市の項中「171人」を「176人」に改め、同表大宜味村の項中「16人」を「18人」に改め、同表金武町の項中「24人」を「26人」に改め、同表読谷村の項中「62人」を「67人」に改め、同表中城村の項中「31人」を「39人」に改め、同表渡嘉敷村の項中「5人」を「3人」に改め、同表渡名喜村の項中「5人」を「2人」に改める。

附 則

この条例は、平成28年12月1日から施行する。

平成28年6月28日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

理 由

市町村の実情に応じた定数とするため、民生委員の定数を改める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。